

令和2年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年6月9日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和2年6月9日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第43号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第44号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第45号 尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第46号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第47号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 8 議案第48号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 9 報告第 2号 令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第 3号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について
（報告、質疑）

○出席議員（10名）

- | | | | |
|------|------------|------|--------------|
| 1 番 | 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 | 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 | 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 | 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 | 上 岡 雄 児 議員 | 8 番 | 仲 明 議員 |
| 9 番 | 小 川 公 明 議員 | 10 番 | 南 靖 久 議員 |
| 12 番 | 野 田 拓 雄 議員 | 13 番 | 濱 中 佳 芳 子 議員 |

○欠席議員（3名）

6番 三 鬼 和 昭 議員
11番 高 村 泰 徳 議員

7番 村 田 幸 隆 議員

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
会計管理者兼会計課長
政策調整課長
総務課長
財政課長
防災危機管理課長
税務課長
市民サービス課長
福祉保健課長
環境課長
商工観光課長
水産農林課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長
教 育 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

加 藤 千 速 君
下 村 新 吾 君
平 山 始 君
三 鬼 望 君
竹 平 専 作 君
岩 本 功 君
神 保 崇 君
仲 浩 紀 君
宇 利 崇 君
内 山 洋 輔 君
吉 沢 道 夫 君
森 本 眞 明 君
芝 山 有 朋 君
内 山 眞 杉 君
佐 野 憲 司 君
尾 上 廣 宣 君
徳 井 良 成 君
出 口 隆 久 君
山 口 修 史 君
三 鬼 基 史 君
植 前 健 君
福 本 和 行 君
野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長

高 芝 豊
北 村 英 之

議事・調査係書記

相 賀 智 惠

[開議 午前 9時59分]

副議長（小川公明議員） おはようございます。

村田議長が所用のため欠席でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、議会は成立しております。

本日の欠席通告者は、11番、高村泰徳議員は病気のため欠席であります。

また、6番、三鬼和昭議員は所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これにより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、12番、野田拓雄議員、13番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日程第8、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの計7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました7議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） 令和2年第2回定例会の開会に当たりまして、村田幸隆議長はじめ新しい議会体制も整い、新たなスタートをされるわけでございますが、議員の皆様とともに市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回、任期を終えられました前議長の濱中佳芳子議員をはじめ、前副議長の奥田尚佳議員、そして前監査役の内山将文議員には格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私にとりましては、早いもので市長就任から2年と10か月半が経過したところであります。昨年度から、職員の働き方のキーワードに「SAT」を挙

げ、本市の様々な課題に対し全庁一丸となって取り組んでいるところでありますが、本年度は、特に様々な難問や課題に対し風穴を空け、解決に向けた見通しをつける大変重要な年であると考えております。

そのため、執行部におきましても、積極果敢に事を進めるために、適材適所の人事配置を行い、加えて、空席の副市長職に、行政経験が豊かで職員からの信頼も厚く、議会との調整能力のある、下村新吾氏を迎えたところであります。同氏には、職員の統括、全庁的な取組を進めるに当たってのリーダー役として、大いに期待しているところであります。

本市の様々な課題の解決を図る、あるいは解決への見通しをつけるためには、議員の皆様のご協力なくしては成し得ないと考えており、議会の新体制の下、密なコミュニケーションを図りながら、二人三脚で課題解決に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、世界の感染者数は既に700万人、死亡者も40万人をそれぞれ超え、我が国においても感染者数が1万7,000人、死亡者数も900人を超え、世界を震撼させ、社会経済に未曾有の大打撃を与えております。

このような中、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本年4月7日に東京都など7都府県に、そして、4月16日には全国に緊急事態宣言を発出し、全国的な感染拡大防止対策と迅速な情報提供を行ってまいりました。

この間、本市におきましては、小中学校、幼稚園の臨時休校、休園や、保育園、放課後児童クラブへの通所自粛要請をはじめ、市有施設等の利用休止や休館等の利用制限措置を行うとともに、避難所開設を想定した感染症対策や、密集、密接を防止することにより、不足する避難施設を補うための取組を進めてまいりました。

また、市民の皆様には、感染防止の観点から、県外への移動についてお控え頂くようお願いし、釣りやレジャーなどで外から訪れる方々に対し、本市への来訪を自粛していただくようお願いするとともに、看板等での自粛要請や、土曜日、日曜日の休日には市の広報車を巡回させ、自粛の呼びかけを行ってきたところで

ございます。

その後、5月14日には感染者数及び重症者数の減少、さらに医療提供体制の逼迫状況が改善されたこと等を踏まえ、三重県を含む39県が、21日には大阪府など3府県が、さらに25日には、東京都など5都道県の緊急事態措置の区域指定がそれぞれ解除されたことにより、ようやく全面解除となりました。

本市の市有施設につきましては、5月19日から一部施設を除き、中央公民館、福祉保健センター、コミュニティーセンター等におきまして、感染予防対策を講じた上で、利用休止や休館等の解除を段階的に行っております。

しかしながら、政府基本方針で示されたとおり、いまだ不明な点が多い新型コロナウイルス感染症に対する取組は、今後、再度、感染拡大のおそれがあり、それを防止するために、以前の生活に戻るのではなく、新たな生活様式の実践が重要となります。

そのため、三つの密を避ける、人と人の距離を確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染症予防を日常生活に取り入れていただくための実践方法について、エリアワンセグや市ホームページ及び市広報等により、市民の皆様へ周知させていただくとともに、公共施設や小中学校、幼稚園、保育園、福祉施設等への手指消毒液やマスクの配置等、感染予防対策を継続してまいります。

現在、市内におきましては、4月17日に1例目の陽性患者が発生して以降、昨日まで新たな陽性患者は発生しておりません。これも、市民の皆様、お一人お一人の忍耐と御努力のおかげであると心から感謝を申し上げます。

今後も、引き続き感染予防策と社会経済活動の維持を両立させた生活を送っていただくよう、御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大、長期化する状況下における、分野別の主な支援策等についてであります。

まず、市民サービス関連では、特別定額給付金事業についてオンライン申請の受付を5月12日から、また、郵送による申請の受付を5月25日から開始しました。

給付金の支給につきましては、オンライン申請受付分は5月18日から、郵送による申請受付分は5月28日から、受給対象者の皆様が指定する銀行口座へ振込させていただいており、6月9日本日現在、8,445世帯、1万6,075人の方へ、金額にして16億750万円のお振込を行っております。なお、世帯数

全体の90.8%、人数全体の92.3%に達しております。今後も速やかに給付決定を行い、迅速かつ的確な支給に努めてまいります。

また、労働者が感染した場合などにおいて休みやすい環境を整備するために、本市の国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症の感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のために労務に服することができなかつた方を対象に傷病手当を支給してまいります。なお、三重県後期高齢者医療広域連合においても、同様に傷病手当金を支給してまいります。

これらの事業につきましては、速やかに事業を実施できるよう、本定例会に条例の改正及び事業費の補正予算を議案として上程させていただいております。

次に、福祉保健関連であります。

学校等の臨時休校や事業所の休業等に伴う子育て世帯の生活支援策として、国の子育て世帯への臨時特別給付金に加えて、6月30日時点で尾鷲市に住所を有する令和2年7月分児童手当受給対象者に、市独自の支援策として対象児童1人当たり1万円を追加支給いたします。

また、独り親家庭等に対する生活支援策として、児童扶養手当受給対象者に、市独自の支援策として対象児童1人当たり1万円を支給いたします。

次に、商工観光関連であります。

まず、国の緊急事態宣言を受けて休業要請に応じていただいた、飲食、遊興業などの事業者の皆様、そして、自主的に休業に御協力を頂きました渡船業、理美容業などの事業者の皆様には改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済への影響は非常に大きく、本市でも様々な事業者が緊急事態宣言前から影響を与えております。そのような中、国の持続化給付金や、既に申請受付が終わりましたが、本市としても、市町協調事業として2分の1の支援を行いました県の休業要請に対する三重県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、また、本市が窓口となっております、事業者の皆様が資金繰りを支援するセーフティネットの認証申請など、本市のお問合せが急増しております。

これらに対応するために、担当課においては、申請や認証が事業者の皆さんの経営に影響が及ばないように、遅滞なく速やかに手続きができる体制を整えております。

今後も経済の低迷は続くことが予想され、それに応じた制度や施策が創設されますので、国、県の動向を注視し、いち早く対応してまいります。

次に、農林水産関連であります。

農林水産業におきましては、特に4月に入ってからの出荷先、販路の縮小は一層著しくなり、市場価格の下落が進むなど、事業者ごとの販路や経営戦略によって差異は見られるものの、全般的に大変厳しい状態となってきました。

こうした中、私自身、魚市場や製材などの現場に出向き、事業者の皆様と意見交換する中で、直接市場の状況等を確認してまいりました。中でも、魚類養殖業者においては、需要の落ち込みにより収入が減る一方で、餌代などの経費だけが増大していることで、いち早い支援が必要となっております。

こうしたことから、まず、国、県と連携した借入れに対する実質無利子、無担保への補助を早急に行ってまいります。

そして、市内外のスーパーマーケットで養殖マダいの販売コーナーを特別に設置していただくなどの御協力を得て、PR動画の放映を行うなど、売上げ拡大に向け販売促進活動の取組を行っております。さらに、事業者支援のための要望書を三重県知事宛てに提出し、このたび、公立小中学校の給食メニューに取り上げていただきました。

また、農林漁業者それぞれに、随時、状況の聞き取りなどを行いながら、関係機関と連携して、国や県の貸付融資制度の紹介、あっせん、申請手続の相談など、サポート体制を整えております。

次に、学校教育関連であります。

本市におきましては、3月2日から全小中学校及び幼稚園の臨時休校、休園を断続的に行ってまいりました。県の緊急事態措置が解除されたことに伴い、先月18日から全小中学校及び幼稚園を再開いたしました。

本来であれば、新学期が始まり、学習面、生活面で各小中学校及び幼稚園の取組が軌道に乗る時期であることから、一日も早く子供たちが学校生活に慣れ、日常を取り戻すことが重要であります。このような状況において、子供たちの確かな学びを保障するためには授業時数の確保が必要なことから、今年度は夏休みを短縮し、授業に充てることにしております。

今後しばらくは、授業の形態や内容に制限が必要な状況ではありますが、教育の充実に努めてまいります。小中学校及び幼稚園におきましても、徹底した感染症対策を講じた上で、安全安心な教育活動を進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院関連であります。

尾鷲総合病院におきましては、病院長を長とした感染対策委員会を設置し、十

分な感染対策を講じております。

全国において緊急事態宣言が解除されましたが、市民の皆様におかれましては、今後も感染対策には十分に気をつけていただき、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が現れた場合は、直接医療機関を受診せずに、まず尾鷲保健所内の帰国者・接触者相談センターに電話で相談していただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

医療物資につきましては、長期的に不安要素はあるものの、国、県等からの提供により現状は逼迫している状況ではありません。

また、市民の皆様には、現金の御寄附や、マスク、フェイスシールド、雨合羽などの温かい御支援を頂きましたことにつきまして、改めて御礼申し上げます。

次に、イベント、行事などの中止についてであります。

全国各地で中止または延期が決定される中、本市におきましても、東紀州最大の踊りの祭典である熊野古道まつりが開催中止となったほか、浄の城つつじ祭り、尾鷲旬のコツまみバルや、オープンウォータースイミングの三重オープン2020尾鷲など多くのイベント、行事などが関係者の皆様の苦渋の決断の末、中止となっております。

また、市主催イベントにおきましても、おわせ港まつりや全国尾鷲節コンクールは、それぞれの実行委員会などと協議した結果、中止することを決定いたしました。これまで各イベントの運営に御協力頂きました皆様、出場を心待ちにしておられた皆様には大変残念な結果ではありますが、今回の決定に対して御理解を頂きますようお願い申し上げます。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

先般の行政常任委員会で報告させていただきましたとおり、本市として、市営野球場が広域ごみ処理施設の建設予定地として提示できるかどうかの課題の洗い出しについては、全庁的に検討すべき案件であるところから、副市長を中心に関係課での協議を開始させたところであります。

市営野球場につきましては、広域ごみ処理施設の必要面積は確保できる見込みであり、その他建設に当たっての法的な規制につきましては、尾鷲市水道水源保護条例の対象となることに伴い、環境面などに十分配慮する必要はありますが、特段の法的規制がないことを確認いたしております。

また、アクセス等の問題、市営野球場の撤去費用や用地造成の費用など、附帯工事費の概算を行っているところであります。

なお、野球場の代替施設につきましては、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を第1候補として、建設用地の選定や概算事業費、負担方法等の諸条件を整理し、他の4市町との協議を早急に行ってまいります。

今後も、議員の皆様や関係者の皆様への御報告を密に行い、事業を円滑に推進してまいります。

次に、商工観光業の振興についてであります。

毎年、皆様に御好評を頂いております尾鷲まるごとヤーヤ便は、本年度も商品ラインナップなどを更新し、4月27日にプレス発表を行い、現在、受付を実施しております。

本年度の新たな取組といたしまして、女性目線で商品案内やカタログの作成を行うとともに、オンラインショップでの注文システムを構築し、さらにはコンビニ決済を導入するなど、より利用しやすい仕組みづくりを実施しております。

今後も、多くの皆様に御購入頂けるようPR活動を進めていくとともに、ふるさと納税の返礼品としても御用意しておりますので、市民の皆様には、本市にゆかりのある市外の方々へぜひ御紹介していただきますよう、切にお願い申し上げます。

それでは、今回提案しております議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等において、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間に比べて30%以上減少している事業者に対し、令和3年度分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減及び軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特別措置の適用期限の延長が主な改正内容であります。

次に、3ページの議案第43号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、固定資産税の軽減措置と同様に、事業用家屋に係る都市計画税を令和3年度分に限り軽減措置するものであります。

次に、5ページの議案第44号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、除票等の記載事項、交付制度等を明確にする法改正が施行されたことに伴い、住民基本台帳法関係の整理を行い、また、社会保障・税番号制度

における通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付の事項を削除するものであります。

次に、7ページの議案第45号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきましては、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び感染の疑いのある場合において休みやすい環境を整備するために、労務に服することができなかった被用者を対象に、後期高齢者医療に係る傷病手当の受付事務を行うため必要な事項を定めるものであります。

次に、9ページの議案第46号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、後期高齢者医療と同様に、労働者が感染した場合及び感染の疑いのある場合において労務に服することができなかった被用者を対象に、国民健康保険に係る傷病手当を支給するため必要な事項を定めるものであります。

次に、12ページの議案第47号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び13ページの議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案について、一括して説明します。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5,271万4,000円、国民健康保険事業会計で211万8,000円をそれぞれ追加し、これにより、各会計を含めた予算総額を202億9,052万3,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

2款地方譲与税1,505万3,000円の増額は、令和元年度に創設された森林環境譲与税が、当初の計画により前倒しで増額交付されることにより決定したことによるものであります。

14款国庫支出金359万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業量の増加に対する生活困窮者自立支援事業等国庫負担金178万3,000円の増額、事業の一部不採択による地方創生推進交付金346万9,000円の減額、保育園の自粛要請等に対する支援として、地域子ども・子育て支援事業費補助金154万9,000円の増額、保育対策総合支援事業費補助金316万2,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金40万6,000円の増額は、県において、豚コレラ対策費用として新設されたイノシシ捕獲強化事業費補助金40万6,000円の追加であります。

18款繰入金3,136万1,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入230万円の増額は、一般コミュニティ助成事業が早田地区の団体において認められたことによる、一般コミュニティ助成事業助成金の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、議会費では、任期満了となる令和3年6月10日までの議員報酬の一部を減額していただくことから、令和2年度分の議員報酬210万4,000円を減額するものであります。

総務費の財産管理費では、基金積立金として森林環境譲与税基金積立金1,267万8,000円を追加し、積み立てるものであります。

コミュニティーセンター費では、早田浦共同組合に対する一般コミュニティ助成事業補助金として230万円を追加するものであります。

民生費の社会福祉総務費では、昨年10月からの消費税増税に伴う低所得者に対する軽減措置の拡充に要する費用として、紀北広域連合負担金775万5,000円の増額、生活困窮者自立支援事業費では、生活困窮者相談窓口の相談件数等増加による生活困窮者自立支援事業委託料122万8,000円、対象件数増加による住居確保給付金115万2,000円の増額、児童福祉総務費で、小学校の臨時休業による事業量の増加に伴う放課後児童クラブ運営委託料225万8,000円の増額、放課後児童クラブ通所自粛に係る利用料補助金102万5,000円の追加、児童措置費で、保育所への感染拡大防止対策事業補助金316万3,000円、子育て世帯への臨時特別給付金追加支給分1,600万円の追加、母子福祉費で独り親家庭等への臨時特別給付金245万円を追加するものであります。

農林水産業費では、事業量の増加による森林経営管理事業業務委託料237万

5,000円の増額が主なものであります。

商工費では、商工振興費で地方創生推進交付金が不採択になったことに伴う事業の精査による、食の産業開発促進事業補助金100万円の減額、観光費で、中止決定を行ったおわせ港まつり補助金200万円の皆減が主なものであります。

5ページを御覧ください。

土木費の河川総務費では、昨年10月の豪雨災害による復旧工事に伴う近隣家屋への影響調査に要する費用として、建物等調査業務委託料167万円を追加するものであります。

教育費の事務局費では、小中学校の臨時休業に伴う学校給食費等補償金29万3,000円の追加であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

漁業経営維持安定資金利子補給金及び漁業経営維持安定資金保証料補助金の2件の追加で、新型コロナウイルスに関する緊急資金として設立された漁業経営維持安定資金を利用した漁業者の借入れに対して、利子補給及び保証料補助を行うため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、211万8,000円を追加し、歳入歳出総額を23億2,648万6,000円とするものであります。

歳入は、県支出金で特別交付金211万8,000円の増額であります。

歳出は、保険給付金で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金211万8,000円の追加であります。

以上をもちまして、議案第42号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第48号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第9、報告第2号「令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第10、報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」までの報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

報告第2号「令和元年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業をはじめとする令和元年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

次に、16ページの報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） それでは、報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」につきまして御説明いたします。

令和2年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

令和2年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の発表会、文化芸術展、共催事業として教育文化事業、その他発表会並びに映画会などを中心とした事業となっております。

なお、3月の理事会、評議員会におきまして、このような年間計画を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、5月

20日までに延期や中止が決定された事業を備考欄に記載させていただいております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしまして、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益868万2,000円は、入場料等収益293万2,000円、貸館利用料収益550万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が4,702万円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は5,571万9,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

このうち主なものは、給料手当495万8,000円は館長職職員1名分の給与、臨時雇用賃金825万3,000円は職員3名分、福利厚生費219万7,000円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費901万8,000円、賃借料104万3,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費1,827万円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料231万2,000円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4,915万4,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費ですが、これは会館の維持管理に係る経費であります。このうち主なもので、職員1名分の臨時雇用賃金290万円、委託費129万5,000円は会館保守管理業務委託費でございます。

管理費予算合計は、656万5,000円であります。

支出合計は5,571万9,000円となり、前年度と比較しますと564万3,000円の減額となります。

減額の主な要因は、指定管理に基づく会館の管理受託収入などの減額に加え、前年度には著名タレントによる自主事業でのコンサートが計画されており、入場料等収益において増額が見込まれる一方、支出の部において公演委託料等の事業費が大きくなっておりましたが、今年度は地域の文化振興に密着した事業を中心

に実施予定であり、収入、支出において減額となったことが主な要因であります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

なお、今後の事業の見通しなどにつきましては、国や県の指針においては、屋内施設での参加人数や収容率等が段階的に緩和される見込みであるものの、7月末までは収容率等で50%以内という制限があり、加えて8月以降の取扱いが未定となっていることなどから、大ホールでの催物などにつきましては、いまだ計画策定が難しい状況であります。

尾鷲文化振興会では、今後の国や県の指針や、出演者、スタッフなどの関係者の調整なども踏まえ、自主事業計画等について再検討する予定であるとの報告を受けております。

以上をもちまして、報告第3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度事業計画及び予算について」の御説明とさせていただきます。

副議長（小川公明議員） 以上で報告は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告がございません。

質疑はございませんか。

10番、南議員。

10番（南靖久議員） 報告3号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和2年度の事業計画及び予算について」、参考までに質疑をさせていただきたいと思っております。

先ほど、三鬼課長のほうから丁寧な説明を頂いたわけなんですけれども、今回、新型コロナウイルスの影響ということで、4月17日から5月19日までの間約1か月ちょい、文化会館が休館されたと記憶をしております。

そこで、今、先ほど人事と、8ページですか、事業費の中で、給与手当あるいは臨時雇用手当、管理費の中でも臨時雇用賃金というのがあったわけなんですけれども、基本的な部分で文化振興会の一月余りの休館中の勤務体系と、職員さんをはじめ臨職の勤務体制と、それと費用です、費用というよりか、給与面のことに対してこういった体系を組んでおられたのか2点について、身分保障です、臨時職員の、この2点について、若干お聞かせを願いたいと思っております。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 休館中の職員体制についてなんですが、休館中も会館への問合せとか事務業務等ありますので、職員は出勤しておりました。

ただし、5月2日から6日までのゴールデンウィーク期間につきましては、お休みを頂いておりましたと聞いております。

そういうふうな形での勤務体制であったということと、出勤しておりましたので、職員は、通常どおりの給料は支払っております。そう聞いております。

副議長（小川公明議員） 他にございませんか。

3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） すみません、通告していませんけれども、ちょっと質疑させてもらいます。

5ページの、すみません、報告第3号でございます、同じく。

5ページの自主事業計画なんですけれども、拝見しますと、中止が2件です、延期が3件あるんですね。中止というのが4月予定のジャズフェスティバルを含めた2件、延期が5月に予定であったコンサートですね。ロックですか、R42 HEART TO HEART STAGEですね。これら3件が延期ということなんですけど、中止は中止でやらないのかなという感じなんですけど、延期ということは、今年度中にはやる予定なのですかね。先ほど、課長の話だと計画策定が、今、難しい状況だということでしたけれども、今年度中にはやる予定であるという理解でよろしいですか。延期のものについて。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 先ほども御説明させていただきましたように、まだかなりの制限が大ホールはございます。小ホールとか会議室は徐々に予約を頂いておるんですけれども、大ホールはまだまだ50%という制限もある中で、まだまだ見通しが見つからない部分があります。

そういった中で、いつ頃事業ができるのかちょっと見通しが見つからない部分かなりありますが、まだ中止として決定はしておりませんので、できる限り実施できる方向で今後検討していくというふうな形で聞いております。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

それと、もう一点だけ、申し訳ありません。

7ページのところですね。収支予算書のところで、収入の部で管理受託収益4,702万ってありますでしょう。これは、尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入って書いています。これは指定管理料ですかね。ですよ。指定管理料だと思うんですけど、この指定管理料なんですけど、今、南議員が質疑された

こととちょっと重なるかもしれませんがけれども、勤務体制とか、それからイベント関係、中止になったりするのもあると思いますし、そういう意味で経費関係がかなり浮いてくる可能性ありますよね。

そのときの場合、指定管理料というのは、指定管理が今3年契約でしたかな。それで、どうなんですか、例えば、経費関係が浮いてきた場合、指定管理料の返還とかそういう規定というのはどうなっているんですか。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 指定管理料につきましては、今年度からの3か年となっております、この中につきましては、固定的な経費、人件費を含めてございますので、今後の推移を見ながら、財団法人のほう等の状況を見守りながら検討させていただきたいと思いますが、現状のところでは、運営費等についてはまだまだ事業が始まったばかりですので、見通しについてはまだ分からないような状況です。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） いやいや、見通しが分からんのは分かるんですけど、私が聞いているのは、指定管理は3年ありますでしょう。指定管理料が決まって契約しているじゃないですか。このような場合、かなりの経費が浮いてくるんじゃない、イベントが中止になっている部分もありますし、延期の分もどうなるか分からないと、人件関係も多分浮いてくる、この見込みよりは僕はかなり圧縮されるんじゃないかなという感じがするものですからね。

指定管理の契約の中で、こういう場合、指定管理料の見直しとか、そういう規定というのはあるのかなと思って確認しているんですけど、どうなんですか。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 自主事業の部分につきましては、当然、事業のほうが今回見直しする部分がありますが、こちらについては、いわゆる指定管理料以外の、いわゆる貸館料とか事業収入によってこの自主事業を実施しておりますので、この部分は指定管理料とはちょっと切り離れた部分になってこようかと思います。

ですので、委託料とか会館の維持管理に関わる部分について、どういうふうな経費の推移があるかによって、指定管理につきましては、協定書等に基づいて今後検討させてもらいたいと思います。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、私がお聞きしているのは、今、協定書と言われましたけれども、それがどうなっているのかということをちょっと確認したいんですけど。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） そこについては、ちょっと全て把握しておりません。申し訳ありません。また確認させていただきたいと思います。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 確認していないんですか。どうなんですか、これ、指定管理料はそのままなんですか。イベントとか中止になって多分人件費も大分変わっていますよね、イベントやることによってそれに関わる部分とか。ほかの経費も変わってくるでしょう。

その浮いたお金がどうなるかということぐらいは、そりゃ、その分、当然指定管理料から最後返還していただかないといけないなと思っていますけど、分からないんですか、今の時点で。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 自主事業につきましては、先ほど申しましたように……。

（発言する者あり）

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 指定管理の職員の人件費につきましても、給与につきましては、職員、出勤しておって勤務しておるわけですので……。

（「その部分」と呼ぶ者あり）

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） はい。その部分についてはあまり変わりが、増減がないかなというふうに考えております。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） すみません、しつこいようで申し訳ないですけども、人件費を、そりゃ、休みであっても出勤していたと、それは分かりますよ。ただ、イベントとか土日が多いじゃないですか、休みの日とかね。イベントがなくなることによって出勤が減るということもあるでしょう。実際問題、自主事業で事業費が中止、例えば7月18日のジャズフェスティバルとか、事業収入が25万なのに事業費が134万1,000円とか、こういうことでも、これ、赤字の事業ですけども、これで100万ぐらい浮いてくるでしょう、いろんなことを考えたら。ほかにもこれありますけど、当然、指定管理料として払って自主事業をやっ

てもらっているわけじゃないですか。言っている意味、分かりますかね。

だから、当然、当初予算を踏んだところと変わってくるでしょ。そのときの、私がお聞きしているのは、市から、市の税金が使われているわけでしょう、税金として4,700万の指定管理料を払っているわけですよ。当然、浮いてきたお金があるんなら、僕は返してもらわなきゃいけないなど。これ、普通感覚ですよ。

それが、今の時点で答えられないというのはどういうことですか。考えていらっやらないんですか、そういうこと。想定していないということですか。じゃ、返してもらわないということですか、それはそういうことがあっても。

そういう規定ってないんですか、協定書どうのこうの言われていましたけど、これからどうのこうのと。自主事業のことを聞いているわけじゃないんです、私は。想定していませんか、そういうこと。税金が使われているんです、税金が。皆さんの血税が。その意識ないですか、市役所の課長の皆さん、ちょっと。

副議長（小川公明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 文化振興会、新型コロナウイルス感染症ということで、緊急事態宣言等も出て休館となりましたが、コロナ対策で業務等は当然増えております。それに伴う人件費の減額というのは当然ございませんが、自主事業につきましては、貸館料も含んでおり、その中で当然自主事業を運営しておると。

ただ、そういう自主事業のイベント等の委託料の、当然減額は出てくるとは思われますが、その中で、また、文化振興会のほうで御協議して頂くものと思っております。

副議長（小川公明議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かるんですよ。副市長言われたように協議するって分かるけれども、それが契約書、契約関係とか協定書ということを言われましたけれども、その中できちっと明記されているのかということですよ。

もう一回、指定管理の契約を3年結んだら、こういう場合でもイベント、これかなり浮いてくると思うんです、イベントやっていないわけですよ。全部赤字の事業ですから、これ。その分を市から補填している形じゃないですか、事業でもね。当然浮いてくるんです、これ。人件費の話で、人員の話だけをしているわけじゃないですよ。どうでしょう、普通に考えたら浮いてくるじゃないですか、誰が考えても浮いてきますよ。

そのときに、きちっとした文言というのが入っているのかどうかというのは、

僕はちょっと確認しているわけだよね。これから協議します、これから協議しますじゃなくて、当然そういうことは考えておかないといけないでしょう、執行部として。いかがですか。大事な税金です、税金。税金をこうやって使っている上で、浮いてきたら浮いてきたで、それはまた僕は別のコロナ対策に使ったらいいじゃないですか、返してもらって。そういうことを踏まえて私は聞いているわけで、いかがですか、その辺のところ。もう一回払ったらもう返してもらえないのか。どうなんですか、その協議、文言としてはないんですか、契約書の中に。

副議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 基本協定書の中におきまして、協議の上、そういうふうな場合については、指定管理料から減額もしくは返還を求めることができるという部分はございます。

ですので、今後の推移を見ながら、そういう部分がありましたらそういうふうな協議をしてまいりたいというふうに思います。

副議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程のとおり、明日10日水曜日から12日金曜日まで議案調査のため休会とし、15日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前10時54分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

尾鷲市議会副議長 小 川 公 明

署 名 議 員 野 田 拓 雄

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子